

「海運分野の飲酒対策に関する検討会」設置要領（案）

平成 31 年 3 月 5 日

（目的）

第 1 条 交通輸送モードにおける飲酒に係る安全対策強化への関心が高まる中、海運分野においても飲酒に係る不適切事案が発生している。そのため、海事局に船舶運航、コーポレート・ガバナンス、アルコールの影響、船員保険及び船内労働管理の専門家からなる有識者検討会を設置し、酒気帯び状態での航海当直を防止するため、別紙 1 に掲げる事項について、具体的方策の検討を行うことを目的とする。

（名称）

第 2 条 本会は、海運分野の飲酒対策に関する検討会と称する。

（構成）

第 3 条 本検討会は別紙 2 に掲げる委員及びオブザーバーで構成する。

（座長の任命等）

第 4 条 本検討会に座長を 1 名置く。

2 座長は、事務局の推薦及び委員の同意により定める。

3 座長は、検討会の議長となり議事の進行に当たる。

4 座長は、必要に応じて検討事項に関係する者の出席を求めることができる。

5 この設置要領に定めるものの他、会議の運営に必要な事項については、座長が定めることとする。

（議事の公開）

第 5 条 本検討会については冒頭部分を公開とし、傍聴は不可とする。

2 本検討会の資料については、特段の理由がある場合を除き、公開とする。

3 本検討会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

（事務局）

第 6 条 検討会の事務局を国土交通省海事局安全政策課及び船員政策課に置く。

本検討会では、以下に掲げる事項について検討を行うものとする。

1. アルコールに関する基準、規制を遵守させるための実効ある方策
 - ① アルコール検知器使用の必要性
 - ② アルコール検査を実施するタイミング
 - ③ アルコール検査の不正防止
 - ④ アルコール検査の記録・保存 等

2. 適切な飲酒管理が維持されるような事業者の安全管理体制のあり方
 - ① 航海当直前の飲酒禁止期間設定の要否
 - ② 飲酒管理に関する教育の充実、効果的な実施 等